

2. 財務諸表

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づきセンチュリー監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書を受領しています。

また、証券取引法第193条の2の規定に基づきセンチュリー監査法人の監査証明を受け、適正意見を記した監査報告書を受領しています。

貸借対照表(単体)

(単位:百万円)

科 目		平成9年度 (平成10年3月31日現在)	平成10年度 (平成11年3月31日現在)
資産の部	現金預け金	2,823,726	2,479,795
	現金	912,080	795,880
	預け金	1,911,645	1,683,914
	コールローン	401,975	111,968
	買入手形	707,800	—
	買入金銭債権	5,797	16,751
	特定取引資産	1,985,704	1,943,208
	商品有価証券	133,064	35,974
	商品有価証券派生商品	26	2,446
	特定取引有価証券派生商品	29	75
	金融派生商品	954,615	1,105,398
	その他の特定取引資産	897,969	799,313
	金銭の信託	334,578	264,068
	有価証券	6,641,491	6,183,620
	国債	1,303,006	1,417,381
	地方債	433,047	351,308
	社債	643,711	464,573
	株式	3,263,539	3,018,733
	自己株式	4	15
	その他の証券	996,930	930,704
	貸付有価証券	1,252	903
	貸出金	35,022,693	33,133,406
	割引手形	1,101,586	862,690
	手形貸付	5,556,116	5,016,751
	証書貸付	23,526,169	21,447,949
	当座貸越	4,838,820	5,806,015
	外国為替	488,123	328,441
	外国他店預け	116,203	51,483
	外国他店貸	10,748	8,861
	買入外国為替	247,421	165,446
	取立外国為替	113,750	102,650
	その他資産	1,063,969	3,757,135
	未決済為替貸	4,469	3,932
	前払費用	19,633	13,663
	未収収益	204,783	163,610
	先物取引差入証拠金	1,622	1,928
	先物取引差金勘定	3,673	870
	保管有価証券等	408,285	1,773,058
	宝くじ関係立替払金	108,731	113,418
	債券貸借取引差入担保金	—	1,453,698
	その他の資産	312,768	232,955
	動産不動産	894,102	801,143
	土地建物動産	845,599	753,241
	建設仮払金	3,354	1,076
	保証金権利金	45,148	46,825
	繰延税金資産	—	626,456
	支払承諾見返	3,428,436	2,888,280
	資産の部合計	53,798,398	52,534,276

(単位：百万円)

科 目	平成9年度 (平成10年3月31日現在)	平成10年度 (平成11年3月31日現在)
負債及び資本の部		
預金	32,908,906	29,594,306
当座預金	1,685,804	1,735,744
普通預金	5,544,014	5,908,449
貯蓄預金	750,395	928,072
通知預金	762,902	776,117
定期預金	19,906,270	17,434,194
定期積金	8	6
その他の預金	4,259,510	2,811,722
譲渡性預金	4,285,341	5,573,440
コールマネー	3,923,331	3,002,281
売渡手形	382,800	84,000
コマーシャル・ペーパー	—	90,500
特定取引負債	1,011,765	1,173,044
売付商品債券	49,909	53,673
商品有価証券派生商品	46	2,453
特定取引有価証券派生商品	69	204
金融派生商品	961,739	1,116,713
借入金	2,051,730	1,785,946
借入金	2,051,730	1,785,946
外国為替	370,274	225,789
外国他店預り	47,543	98,655
外国他店借	269,830	108,857
売渡外国為替	43,873	7,781
未払外国為替	9,027	10,496
転換社債	8,756	7,120
その他負債	2,167,866	4,482,342
未決済為替借	28,510	24,363
未払法人税等	693	268
未払費用	199,116	166,628
前受収益	40,835	35,586
従業員預り金	53,083	52,806
給付補てん備金	0	0
先物取引受入証拠金	4,455	3,692
先物取引差金勘定	1,701	3,257
借入商品債券	373,900	934,000
借入有価証券	30,000	835,400
宝くじ売上金等未精算金	108,731	113,418
未払特殊証券	413	413
特殊証券等剰余金	117	113
未払復興貯蓄債券元利金	2	2
特定取引未払金	891,865	979,536
債券貸借取引受入担保金	—	1,051,769
その他の負債	434,440	281,085
貸倒引当金	1,124,366	828,154
退職給与引当金	7,552	1,501
債権売却損失引当金	53,886	94,880
特定債務者支援引当金	—	69,700
特別法上の引当金	4	5
金融先物取引責任準備金	4	5
再評価に係る繰延税金負債	—	228,757
支払承諾	3,428,436	2,888,280
再評価差額金	630,399	—
負債の部合計	52,355,419	50,130,053
資本金	507,708	857,760
資本準備金	396,105	746,156
利益準備金	99,610	102,385
再評価差額金	—	316,943
その他の剰余金	439,553	380,977
任意積立金	585,854	405,842
海外投資等損失準備金	44	33
行員退職手当基金	847	847
別途準備金	584,962	404,962
当期末処理損失	146,300	24,865
資本の部合計	1,442,979	2,404,223
負債及び資本の部合計	53,798,398	52,534,276

損益計算書(単体)

(単位:百万円)

科 目	平成 9 年度	平成 10 年度
	(平成 9 年 4 月 1 日から 平成 10 年 3 月 31 日まで)	(平成 10 年 4 月 1 日から 平成 11 年 3 月 31 日まで)
経常収益	2,061,198	1,690,806
資金運用収益	1,468,484	1,237,928
貸出金利息	986,636	895,736
有価証券利息配当金	158,817	125,463
コールローン利息	13,980	6,621
買入手形利息	118	823
預け金利息	132,987	79,707
金利スワップ受入利息	123,225	92,856
その他の受入利息	52,718	36,720
役務取引等収益	113,842	107,947
受入為替手数料	56,223	54,280
その他の役務収益	57,618	53,666
特定取引収益	11,781	6,930
商品有価証券収益	683	—
特定取引有価証券収益	—	3,237
金融派生商品収益	9,448	—
その他の特定取引収益	1,649	3,692
その他業務収益	141,209	154,846
外国為替売買益	14,176	9,777
国債等債券売却益	122,524	142,706
国債等債券償還益	3,913	2,085
特殊証券等関係費補てん金	5	5
その他の業務収益	589	272
その他経常収益	325,880	183,154
株式等売却益	310,241	159,794
金銭の信託運用益	6,112	7,553
その他の経常収益	9,525	15,805
経常費用	2,216,122	2,295,260
資金調達費用	913,841	703,924
預金利息	560,345	373,565
譲渡性預金利息	63,819	44,071
コールマネー利息	36,222	32,511
コマースナル・ペーパー利息	—	619
売渡手形利息	1,756	724
借入金利息	55,315	44,519
転換社債利息	256	241
金利スワップ支払利息	146,773	122,623
その他の支払利息	49,351	85,046
役務取引等費用	40,256	37,183
支払為替手数料	14,246	13,344
その他の役務費用	26,010	23,839
特定取引費用	2,598	1,986
商品有価証券費用	—	1,840
特定取引有価証券費用	2,598	—
金融派生商品費用	—	146
その他業務費用	66,277	85,326
国債等債券売却損	62,700	78,923
国債等債券償還損	2,894	4,399
国債等債券償却	397	1,137
特殊証券等運用益納付金	5	2
その他の業務費用	279	864
営業経費	416,305	427,630
その他経常費用	776,843	1,039,208
貸倒引当金繰入額	507,450	428,374
貸出金償却	191,188	365,143
株式等売却損	15,060	38,762
株式等償却	2,356	18,605
金銭の信託運用損	289	1,482
債権売却損失引当金繰入額	11,094	49,592
特定債務者支援引当金繰入額	—	65,199
その他の経常費用	49,403	72,048
経常損失	154,924	604,453

(前ページより続く)

(単位:百万円)

科 目	平成9年度 (平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで)	平成10年度 (平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで)
特別利益	42,406	57,057
動産不動産処分益	4,094	57,006
償却債権取立益	63	51
国債価格変動引当金取崩額	1,999	—
商品有価証券売買損失等引当金取崩額	12,281	—
証券取引責任準備金取崩額	2	—
その他の特別利益	23,965	—
特別損失	30,272	107,040
動産不動産処分損	6,121	3,559
金融先物取引責任準備金繰入額	2	1
その他の特別損失	24,148	103,480
税引前当期純損失	142,791	654,436
法人税及び住民税	3,622	—
法人税、住民税及び事業税	—	5,033
法人税等調整額	—	283,294
当期純損失	146,413	376,176
前期繰越利益	16,028	17,722
過年度税効果調整額	—	334,010
税効果会計適用に伴う海外投資等損失準備金取崩額	—	23
中間配当額	13,262	371
中間配当に伴う利益準備金積立額	2,652	74
当期末処理損失	146,300	24,865

利益処分計算書(単体)

(単位:百万円)

科 目	平成9年度 (株主総会承認日 平成10年6月25日)	平成10年度 (株主総会承認日 平成11年6月25日)
当期末処理損失	146,300	24,865
任意積立金取崩額	180,007	70,003
海外投資等損失準備金取崩額	7	3
別途準備金取崩額	180,000	70,000
計	33,707	45,138
利益処分額	15,984	23,033
利益準備金	2,700	3,900
第一回第一種優先株式配当金	1 (1株につき6銭)	371 (1株につき11円25銭)
第二回第二種優先株式配当金	—	3 (1株につき3銭)
第三回第二種優先株式配当金	—	4 (1株につき4銭)
第四回第四種優先株式配当金	—	21 (1株につき14銭)
普通株式配当金	13,262 (1株につき4円25銭)	18,724 (1株につき6円)
任意積立金	19	10
海外投資等損失準備金	19	10
次期繰越利益	17,722	22,104

注: 配当の状況 (特定取引に係る評価利益額 一百万円)

	配当金総額(百万円)	配当性向(%)
平成9年度 普通株式	年間 26,525 (うち中間配当金額 13,262)	—
平成9年度 第一回第一種優先株式	年間 1 (うち中間配当金額 —)	—
平成10年度 普通株式	年間 18,724 (うち中間配当金額 —)	—
平成10年度 第一回第一種優先株式	年間 742 (うち中間配当金額 371)	—
平成10年度 第二回第二種優先株式	年間 3 (うち中間配当金額 —)	—
平成10年度 第三回第二種優先株式	年間 4 (うち中間配当金額 —)	—
平成10年度 第四回第四種優先株式	年間 21 (うち中間配当金額 —)	—

	1株当たり配当金					
	中間		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
平成9年度	4	25	4	25	8	50
普通株式	—	—	—	—	—	—
第一回第一種優先株式	—	—	6	0	6	0
平成10年度	11	25	11	25	22	50
普通株式	—	—	—	—	—	—
第一回第一種優先株式	—	—	3	0	3	0
第二回第二種優先株式	—	—	4	0	4	0
第三回第二種優先株式	—	—	14	0	14	0
第四回第四種優先株式	—	—	—	—	—	—

重要な会計方針(平成10年度)

1. 特定取引資産・負債の評価基準 および収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」および「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」および「特定取引費用」に計上しています。

特定取引資産および特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っています。

また、特定取引収益および特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えています。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っています。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価についても、上記(1)と同じ方法により行っています。

3. 動産不動産の減価償却の方法

全国銀行協会(旧名称:全国銀行協会連合会、以下同じ。)の定める銀行業における決算経理基準に基づき、それぞれ次のとおり償却しています。

建 物：定額法を採用し、税法基準の償却率による。

動 産：定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他：税法の定める方法による。

なお、建物の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、保有する建物は店舗、社宅など長期間営業の用に供するものであるため、その費用負担は耐用年数の全期間に均等に配分することが期間損益を適正に示すと判断されることから、法人税法施行令第48条第1項の改正を契機に、すべての建物について定額法に変更しています。この変更により、定率法を採

用した場合に比べ、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ3,954百万円増加しています。また、建物の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正による法定耐用年数の短縮に伴い、建物の耐用年数を税法基準に合わせて改定しています。これにより、従来の基準に比べ、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ349百万円減少しています。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

5. 外貨建の資産および 負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しています。

ただし、外国法人に対する出資(「その他の証券」外貨にて調達したものを除く)、外貨建転換社債、その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっています。海外支店勘定については、決算日の為替相場による円換算額を付しています。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

全国銀行協会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、予め定めている償却引当基準により、次のとおり計上しています。破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権およびそれと実質的に同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因し

て生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店等および審査部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した行内業務監査委員会傘下の組織である資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証により回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は800,276百万円です。

(2)退職給与引当金

全国銀行協会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てています。

(3)債権売却損失引当金

(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しています。

(4)特定債務者支援引当金

再建支援を行っている特定の債務者に対して、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しています。

(5)金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条および同法施行規則第31条の規定に定めるところにより算出した額を計上しています。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

8. 調整年金制度の採用

第2期(昭和47年4月)より、退職金制度の一部について、調整年金制度を採用していますが、平成4年3月1日付で給付の改訂を実施すると同時に、調整年金からの支給割合の増加を実施しました。

平成10年3月31日現在の過去勤務費用の現在額は43,526百万円、給付の改訂にかかる過去勤務費用の掛金期間は13年10か月(残存掛金期間は10年10か月)、支給割合の増加にかかる掛金期間は7年(残存掛金期間は11か月)です。

なお、改訂に伴う退職給与引当金超過額は全国銀行協会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、税法の累積限度超過額の取崩割合により取り崩しています。

9. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

表示方法の変更(平成10年度)

1. 債券貸借取引差入担保金は資産総額の100分の1を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前期は、「その他の資産」に53,471百万円含まれています。
2. 債券貸借取引受入担保金は負債及び資本の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前期は、「その他の負債」に131,808百万円含まれています。

注記事項(平成10年度)

貸借対照表関係

(平成11年3月31日現在)

1. 子会社の株式総額 213,423百万円
(本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社です。)
2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は196,365百万円、延滞債権額は1,640,700百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
なお、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準(1)貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法を適用した場合に比べ、破綻先債権額は397,355百万円、延滞債権額は387,305百万円減少しています。
当期から資産の自己査定の結果に基づき貸出金の未収利息を収益不計上としたため、破綻先債権額には従来採用していた税法基準によれば、貸出条件緩和債権となるもの29,964百万円、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権のいずれにも該当しないもの36,393百万円が含まれています。

また延滞債権額には従来採用していた税法基準によれば、3カ月以上延滞債権となるもの82,530百万円、貸出条件緩和債権となるもの18,136百万円、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権のいずれにも該当しないもの1,242,611百万円が含まれています。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は38,218百万円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は329,480百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は2,204,765百万円です。

7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。なお評価差額については、従来は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上していましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当期より、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しています。これに伴い、従来の方法に比べ、負債の部は316,943百万円減少し、資本の部は316,943百万円増加しています。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しています。

同法律第10条に定める再評価を行った

事業用土地の当期末における時価の合計

額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価

額の合計額との差額

47,192百万円

8. 動産不動産の減価償却累計額 270,587百万円
9. 動産不動産の圧縮記帳額 126,898百万円
(当期圧縮記帳額 ー百万円)
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,684,330百万円が含まれています。

11. 会社が発行する株式の総数

普通株式	8,320,000,000株
第一種優先株式	100,000,000株
第二種優先株式	500,000,000株
第三種優先株式	500,000,000株
第四種優先株式	500,000,000株

発行済株式総数

普通株式	3,120,783,666株
第一回第一種優先株式	33,000,000株
第二回第二種優先株式	100,000,000株
第三回第二種優先株式	100,000,000株
第四回第四種優先株式	150,000,000株

12. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第一回第一種優先株式、平成11年3月31日発行の第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第四回第四種優先株式所有の株主に対しては、優先株主配当金(第一回第一種優先株式は1株につき年22円50銭、第二回第二種優先株式は1株につき年8円20銭、第三回第二種優先株式は1株につき年14円、第四回第四種優先株式は1株につき年47円60銭)を超えて配当することはありません。

13. その他の剰余金のうち、銀行法第17条の2第4項により利益の配当に充当することを制限されている金額はありません。

損益計算書関係

(平成10年4月1日から平成11年3月31日まで)

1. その他の特別損失は、証券投資信託の解約に伴う損失53,541百万円および株式譲渡損49,938百万円です。

リース取引関係

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額

および期末残高相当額 (単位:百万円)

	動産	その他	合計
取得価額相当額	85,308	127	85,435
減価償却累計額相当額	29,946	25	29,972
期末残高相当額	55,361	101	55,463

未経過リース料

(単位:百万円)

	1年内	1年超	合計
期末残高相当額	11,179	46,592	57,771

当期の支払リース料、減価償却費相当額

および支払利息相当額	(単位:百万円)
支払リース料	12,566
減価償却費相当額	11,051
支払利息相当額	1,955

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料	(単位:百万円)		
	1年内	1年超	合計
	53	40	93

有価証券の時価等関係

有価証券の時価情報に関する事項

有価証券の時価情報については「3. 営業の状況」(116ページ)をご参照ください。

金銭の信託の時価等関係

金銭の信託の時価情報に関する事項

金銭の信託の時価情報については「3. 営業の状況」(117ページ)をご参照ください。

デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容と利用目的

当行ではバンキング業務においては、預金・貸出金・有価証券などに係る金利・為替・価格変動リスクを適切にコントロールし安定的に収益を強化する目的で、またトレーディング業務においては、短期的な市場相場の変動などを利用し利益を得る目的で、金利先物取引・金利先渡取引・金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・先物為替予約取引・債券先物取引・債券オプション取引などのデリバティブ取引を行っています。

(2) 取引に対する取り組み方針

当行ではバンキング業務においては、後記のとおり一定の方針に基づき、また、トレーディング業務においては、適正なリスク限度の下で収益極大化を図るため、デリバティブ取引を行っています。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に伴うリスクには市場リスク・信用リスクなどがあります。

市場リスクとは、デリバティブの価値が、金利・為替・価格などの変動により増減することによって、損失を被るリスクです。平成10年度における当行の保有期間1日・信頼区間2標準偏差(片側97.7%)の市場リスク額(VaR)は、平均11億円、最小3億円から最大23億円で推移しました。^(注)

注: トレーディング業務に係る市場リスク額であり、商品有価証券などのオンバランス取引を含んでいます。なお、トレーディング業務を行う子会社を含む連結ベースの計数となっています。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産などにより、契約通りに取引を履行できなくなった場合に損失を被るリスクです。平成11年3月末における当行の信用リスク額(BIS規制上の与信相当額)は1兆280億円です。^(注)

注: 銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた国際統一基準に基づいて算出したものであり、連結ベースの計数となっています。

(4) 取引に係るリスク管理体制

A. 市場リスク管理

市場リスク管理については、全行的な市場リスク管理を行う専門部署として、市場リスク管理室を設置し、市場リスクを一元的に計測し、経営トップや関係部署に報告しています。

(a) トレーディング業務

当行は、全行レベル・部拠点レベルの階層的なリスク限度や運用ルールを定め、それぞれの部拠点において定められたリスク限度内にリスク量をコントロールしています。

また、リスク管理の実効性を確保し過大な損失の発生を防ぐため損失限度を定めるとともに、部拠点レベルにおいては実際に取引を執行する部署(フロントオフィス)・記帳・決済を行う部署(バックオフィス)とは独立したリスク管理部署(ミドルオフィス)が、フロントオフィスのリスク量・損益状況をチェックし、上層管理者へ報告しています。

(b) バンキング業務

オペレーション運営方針・管理方針については、ALM委員会の協議を経て経営会議で決定するとともに、その方針に基づいた運営内容について損益・市場リスクなどの状況を定期的に経営トップに報告しています。

B. 信用リスク管理

信用リスクの管理については、顧客の信用状況に応じて審査部門が限度額を定め、その範囲内で行うこととしています。また、与信限度額は定期的に見直しを行い、与信限度枠の遵守状況は検査部門の検査の対象となっています。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の時価等については「3. 営業の状況」(118ページ)をご参照ください。

税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	441,370百万円
貸出金償却	41,378百万円
債権売却損失引当金	39,773百万円
繰越欠損金	34,637百万円
特定債務者支援引当金	29,218百万円
その他	41,297百万円
繰延税金資産合計	627,676百万円
繰延税金負債	1,219百万円
繰延税金資産の純額	626,456百万円

1株当たり情報

	(単位:円)	
	平成9年度	平成10年度
1株当たり純資産額	430.66	514.36
1株当たり当期純損失	46.91	120.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	-

注: 1. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除しています。
2. 1株当たり当期純損失は、当期純損失から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除しています。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前期(平成9年度)および当期(平成10年度)ともに当期純損失が計上されているので、記載していません。

追加情報

1. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する省令(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項の規定に基づき、同省令により新設された財務諸表等規則第8条の11に規定する税効果会計を適用しています。

なお、法人税、住民税および事業税については、従来、当該期に係る税額を計上していましたが、当期より税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が613,393百万円増加し、海外投資等損失準備金が23百万円減少するとともに、当期純利益が279,383百万円、当期末処分利益が613,417百万円増加しています。

また、従来「その他経常費用」に計上していましたが、事業税については、当期より「法人税、住民税及び事業税」として計上することとなりましたが、事業税の計上がないため、これに伴う経常利益および税引前当期純利益の増加はありません。

2. 子会社、関連会社および関係会社の範囲は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第135号)附則第2項の規定に基づき、同省令により改正された財務諸表等規則の規定を適用しています。これに伴う当期純利益に対する影響はありません。